セーフガーディング
に関するグローバル・ポリシー

～子どもと参加者の安心・安全を守る～

2022 年 11 月　プラン・インターナショナル・メンバー総会にて承認

公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパン

適用範囲

本ポリシーは、グローバル・ポリシーとして以下のすべての組織に適用されます。

a. Plan International, Inc. (PII)――英国の国際本部（運営は PII の下部組織(subsidiary)である英国の Plan Limited を通じて行っている）とすべてのプラン・インターナショナル活動国統括事務所（country offices）、プラン・インターナショナル地域統括事務所（regional offices）、プラン・インターナショナル連絡事務所（liaison offices）、およびその他 PII の支所(branches)または下部組織(subsidiaries)として活動する事務所を含みます。

b. PII との間でメンバー契約およびライセンス契約を締結したすべての支援国事務所(national organisations)

c. グローバル・ポリシーの適用を受けることに合意したその他すべての組織

（本ポリシーでは、まとめて「プラン・インターナショナル組織」または「私たち」と呼びます。）

本ポリシーは、全スタッフ[1]（所属や契約の種類を問わない）、関係者[2]、訪問者[3]に適用され、報告義務を含む要件の遵守や、本ポリシーに違反した場合に処罰が科せられることへの理解を必要とします。行動規範を含む価値観、行動、内部告発に関するグローバル・ポリシーに沿って、本ポリシーは、勤務時間の内外を問わず、スタッフの生活のあらゆる側面において拘束力をもちます。

PII を含む各プラン・インターナショナル組織は、プラン・インターナショナルのスタッフ（さらにプラン・インターナショナルとの契約者とその他のパートナー）による本グローバル・ポリシー遵守のための手続き方法や規則、その他の規制を定めています。また、プラン・インターナショナルが活動する国の法律や慣習が上述のプラン・インターナショナル全体に適用される手続きや規則・規制より高い基準を要求している場合は、当該国ではより高い基準や要件を適用します。

本ポリシーの下、プラン・インターナショナルの活動地における子ども[4]、大人、コミュニティの住民は、懸念、申し立て、疑念を報告する権利があり、適切な報告手続きにより苦情を申し立てる権利があります。

保護の対象

本グローバル・ポリシーが保護の対象とする範囲は、以下の通りです。

- プラン・インターナショナルや私たちのプログラムやプロジェクトと関係しているか否かに関わらず、18歳未満のすべての子ども。
- プラン・インターナショナルの活動の対象である子どもや大人、およびその活動によって直接的に

[1]プラン・インターナショナル組織のいずれかに勤務し給与を支払われている個人と、別の組織に身を置いているもののプラン・インターナショナルによって報酬を支払われている個人。定義の詳細については、別紙 1 をご参照ください。

[2] 有給か無給かを問わず、プラン・インターナショナル組織との契約によりプラン・インターナショナル組織と連携して活動する個人およびプラン・インターナショナル組織を支援する個人を意味します。「関係者」には、理事、評議員、（現地ボランティアを含む）ボランティア、インターン、支援者(スポンサー)、研究者、寄付者、コンサルタント、役務提供者ならびにプラン・インターナショナルのパートナーまたは政府（プラン・インターナショナル組織とのパートナーシップ契約に基づいて活動している場合に限る）の職員および代表者が含まれます。定義の詳細については、別紙 1 をご参照ください。

[3] 私たちの事務所やプログラム／プロジェクトを訪問し、プラン・インターナショナル組織を通じて子どもやプログラム参加者と接触する可能性のある様々な人たち。訪問者は、ジャーナリスト、メディア、研究者、訪問スポンサーまたは著名人である場合があります。定義の詳細については、別紙 1 をご参照ください。

[4] 18 歳未満のすべての人―女の子、男の子、若い女性、若い男性、その他のジェンダー・アイデンティティの子どもたちを―指します（子どもの権利条約第 1 条）。定義の詳細については、別紙 1 をご参照ください。

影響を受けると私たちが考える子どもや大人（以下プログラム参加者[5]と呼びます。）。私たちは子どもを主な対象とする組織ですが、私たちの活動にはあらゆる年齢の人々が参加します。そのため私たちには、年齢に関係なく[6]、これらのプログラム参加者を保護する責務があります。

子どもやプログラム参加者に対する暴力[7]は、本グローバル・ポリシーに記載されるように、私たちが守る価値観や原則に反するだけでなく、私たちの活動の目的に完全に反するものです。したがって、子どもやプログラム参加者が、私たちや私たちのプログラム／プロジェクト、イベント、各種活動への参加を理由に、危害[8]、虐待[9]、搾取、その他のいかなる暴力も経験しないようにすることは、私たちの使命にとって不可欠です。プログラム参加者ではない子どもがコミュニティでの暴力を受けた場合も、適切な当局、支援サービスへの付託措置を行い、適切・必要・可能な場合には、私たちのプログラムを通して支援します。

セーフガーディングには、子どもやプログラム参加者を守るために私たちが担う責務、予防策、対応策、適切な機関への付託措置が含まれます。私たちが担うセーフガーディングには、性的搾取・虐待・ハラスメントの防止（PSHEA：Preventing Sexual Harassment, Exploitation and Abuse）が含まれます。プラン・インターナショナルは、子どもやプログラム参加者を性的搾取・虐待・ハラスメントから守り、スタッフ間の性的搾取・虐待・ハラスメントの防止に努めます。本グローバル・ポリシーでは、私たちが「セーフガーディング」という言葉を使用する場合、あらゆる性的暴力からの子どもやプログラム参加者の保護が含まれています。

本グローバル・ポリシーの実施においては、ジェンダー、交差性[10]、多様な社会的アイデンティティに配慮する必要があります。セーフガーディングへの取り組みや懸念への対応[11]は、ジェンダーと交差性の両方の視点を持ちながら行います。ジェンダーと交差性に配慮したセーフガーディング[12]とは、個人が直面する偏見や不平等の複雑さを理解し、それらがどのように特権の増大を引き起こすのかを理解す

[5] プロジェクト活動の対象である子どもや大人およびその活動によって直接的に影響を受けると私たちが考える子どもや大人。その活動がプラン・インターナショナルによって直接遂行されるものか、プラン・インターナショナルに代わって活動しているパートナーまたは組織によって遂行されるものかは問いません。 定義の詳細については、別紙 1 をご参照ください。

[6] 私たちは、私たちのプログラムが 18 歳以上の参加者を対象とする場合があることを認識しています。これらのプログラム参加者は大人であり、特別な配慮を必要としないかもしれませんが、子どもと同様、暴力からの保護が必要であり、私たちは彼らに対する配慮という義務を維持します。国連の定義に沿った「若者」または「青年」には、15 歳から 24 歳までの若い女性、若い男性、その他の性自認を持つ若者が含まれます。このグループは「子ども」、「青年」、「成人」のカテゴリーにまたがります。私たちは、私たちが関わる若者には、特別な配慮を要する特定の保護ニーズがあることを認識しています。

[7] 暴力という言葉は、本ポリシー全体を通じて、あらゆる形態の身体的または精神的暴力、傷害や虐待、ネグレクトや怠慢な扱い、感情的虐待または心理的暴力、性的虐待および搾取、ハラスメント、商業的またはその他の搾取を含むものとして使用されます。暴力とは、子ども、若者、大人の福利、尊厳、生存、発達に直接的または潜在的な危害をもたらすか、またはもたらす可能性が高く、個人、グループ、機関、または組織が、意図的であるかどうかにかかわらず、行うこと、または行わないことから構成されます。定義の詳細については、別紙 1 をご参照ください。

[8] 意図的であるか否かに関わらず、子どもやプログラム参加者の健全な身体・心理・感情に対する有害作用を意味します。定義の詳細については、別紙 1 をご参照ください。

[9] あらゆる形態の身体的または精神的暴力、傷害や虐待、ネグレクトや怠慢な扱い、感情的虐待や心理的暴力、性的虐待および搾取、ハラスメント、商業的またはその他の搾取を含みます。定義の詳細については、別紙 1 をご参照ください。

[10] 交差性とは、個人の複数の社会的・政治的アイデンティティ（ジェンダー、性別、人種、階級、性的指向、宗教、障害、身体的外見、プログラム参加者であるか否かなど）が、どのように交差し、重なり合い、複合的な差別や特権の形態を作り出しているかを理解するための理論的枠組みです。定義の詳細については、別紙 1 をご参照ください。また、付属文書 2 もご参照ください。

[11] 子どもたちやプログラム参加者が、私たち組織との関わりをもつことにより、誰ひとりとしていかなる形の危害にもさらされることのないよう保護すべく、私たちが負う責務ならびに私たちが取り組むべき予防的措置及び発生した事案への対応措置や、専門機関への付託措置を意味します。定義の詳細については、別紙 1 をご参照ください。

[12] ジェンダーと交差性に配慮したセーフガーディングの定義の詳細については、別紙 1 をご参照ください。

るため、個人のジェンダーと重なり合うアイデンティティや経験を考慮するアプローチです。私たちはそのような理解を踏まえ、それぞれの個人のニーズを特定し、それに応じたセーフガーディング対応を行います。リスクアセスメント、プロジェクトやプログラムの形成、そしてセーフガーディング措置は、文化的／社会的規範、そして交差するすべての脆弱性[13]を十分に考慮し、かつ意識しつつ、遂行されなければなりません。交差性についての詳細は別紙2を参照してください。

目的

プラン・インターナショナルは、暴力が世界中のすべての社会に蔓延していることを認識しています。さらに子どもも大人も、ジェンダーや性的指向、種族的出身、心身障害、年齢、病気などの理由のために弱い立場に置かれたり、リスクにさらされたりする可能性があります。

本ポリシーの目的は、以下を確実に実現することです。

- すべてのスタッフ、関係者、訪問者は、あらゆる暴力を防止することの重要性と、自分自身、自分たちの行動、仕事が、子どもやプログラム参加者に対する暴力や危害につながらないようにする責務を理解する。
- すべてのスタッフ、関係者、訪問者は、暴力と危害の防止における自らの役割と、本ポリシーに違反した場合に起きる結果を理解する。
- すべてのスタッフ、関係者、訪問者は、暴力や危害に関する懸念事項を報告する責務があり、本ポリシー違反の疑いを報告する際のガイドラインを入手できるようにしておく。
- すべてのスタッフ、関係者、訪問者は、活動地域特有の状況、特に脆弱性が増す人道支援の場では、私的な行動でも、業務上の行動でも、最も高い水準での品行を維持する責務を理解する。また、あらゆるセーフガーディングに関する懸念の報告の不履行に対し、断固とした措置をとる。
- 子どもとプログラム参加者は、自分たちへのスタッフ・関係者・訪問者の行動や振る舞いによる危害への予防および対処という私たちの責務と、そのような事案についての報告方法について認識している。

声明

私たちは以下に全力で取り組みます。

- 子ども、プログラム参加者、スタッフ、関係者、訪問者がプラン・インターナショナルと関わりながら成長し、安心感をおぼえるような、安全で包摂的な文化を生み出します。そして、人々が自らの権利を理解し、行使し、懸念があれば報告できるよう支援します。私たちは、子どもやプログラム参加者が自らの保護に積極的に関与できるよう支援します。
- すべての子どもやプログラム参加者への、スタッフ・同僚・訪問者によるいかなる暴力からもジェンダーと交差性に配慮したセーフガーディングを講じ、性的搾取[14]・虐待[15]・ハラスメント[16]（SHEA）を含む危害と暴力につながるジェンダー不平等と不平等な力関係の要因に対処します。
- すべてのスタッフ・関係者・訪問者への能力強化・育成・共有を行うことで、彼らがセーフガーディングにかかる役割、責務、危害をあたえない義務を理解し、それを果たすためのサポートを行います。

[13]暴力、搾取、虐待を回避し、それらに抵抗し、または対処し、それらから回復するための能力が、社会的・政治的アイデンティティによって制限されていることを指します。定義の詳細については、別紙 1 をご参照ください。

[14] 性的な目的のために、脆弱な立場、力の差、または信頼を実際に悪用すること、または悪用しようとすること。他者の性的搾取から金銭的、社会的、政治的に利益を得ることも含まれる。

[15] 力の行使か、もしくは不平等か強制的な条件下であるかを問わず、性的な性質の物理的な侵害が実際 に行われること、またはその恐れがあること。定義の詳細については、別紙 1 をご参照ください。

[16] 歓迎されない性的な誘いかけや性的な好意の要求、あるいは性的な性質を持つその他の歓迎されない行為に関与したり、わいせつな露出を行うこと。定義の詳細については、別紙 1 をご参照ください。

私たちは、子どもやプログラム参加者に危険を及ぼす可能性のある人物が、私たちと関わることを防ぐため、積極的に行動します。
- 子どもやプログラム参加者の安全な行動・手法・活動・環境を促進します。これらには、子どもやプログラム参加者のジェンダーやその他アイデンティティに起因する特定のセーフガーディング・ニーズおよび様々な保護を必要とするリスクに配慮し、かつ認識しながら対応していきます。私たちは、不平等、差別、排除に異議を唱え、容認しません。
- セーフガーディングやSHEAの懸念に関するすべての報告を奨励し、促進し、受理します。私たちは、スタッフ、関係者、子ども、プログラム参加者、そしてコミュニティ全体に対して、状況に即した、適切で、利用しやすい報告の仕組みを有することに取り組みます。
- すべてのセーフガーディングに関する苦情、申し立て、事案に対し、適時に、効果的に、安全に、包括的に、手続き上公平に、かつ秘密厳守で対応し、被害者／サバイバーの視点、意見、最善の利益が、セーフガーディングに関するあらゆる懸念の予防と対応の取り組みの中心にあることを確認し、被害者／サバイバーに必要な支援を提供します。私たちは、セーフガーディングおよびSHEA報告に関する不作為を容認しません。

適用要件

プラン・インターナショナルは、地域社会に前向きな変化をもたらすために活動しています。私たちの価値観と行動は、フェミニスト・リーダーシップの原則に裏打ちされており、そのような価値観を生きるために行動し、リーダーシップや戦略をもって取り組んでいます。私たちのセーフガーディングへのコミットメントと本ポリシーの実施は、これらの価値観と以下の基本原則へのコミットメントによって推進されます。

基本方針

1. 権利:

18 歳未満のすべての子どもは、国連児童の権利に関する条約(「子どもの権利条約」)第 19 条で宣言されている、いかなる形態の暴力からも保護される平等な権利を有しています。さらに、世界人権宣言は、**あらゆる**年齢の人々の基本的人権、尊厳、価値、平等の権利を認めています。

プラン・インターナショナルは、すべての子ども及びプログラム参加者の人権は尊重かつ擁護され、年齢、性別、ジェンダー、性的指向、性的特徴、国籍、種族的出身、肌の色、人種、言語、宗教的もしくは政治的信条、婚姻歴、心身障害、身体的もしくは精神的健康状態、家族、社会・経済的もしくは文化的背景、階級、または法律違反の前歴その他の背景事情もしくはアイデンティティにかかわらず、すべての人に適用されます。不平等、排除、差別は異議を唱えられ、容認されません。

すべての子どもとプログラム参加者は、自分の潜在能力を十分に発揮するよう促され、かつ許容されなければなりません。子どもとプログラム参加者に関する意思決定は、できるだけ当事者の参加のもと、決定事項が彼らにどのような影響を及ぼすかに十分な配慮がなされ、彼らの最善の利益になるよう行なわれます。子どもたちは、自分たちの意見を述べるよう促され、その意見は彼らの年齢と成熟度に応じてしかるべく考慮されます。

2. 不作為へのゼロ・トレランス:

プラン・インターナショナルは、いかなる暴力も容認せず、セーフガーディングに関する懸念の報告に対する不作為も容認しません。ゼロ・トレランスとは、報告や事案が一切ないことを意味するものではありません。また、ゼロ・トレランスにより、違反の報告すべてが正当な手続きや調査なしに契約や雇用の終了につながることを意味しているわけでもありません。不作為へのゼロ・トレランスとは、私たちがすべてのセーフガーデ

ィングに関する懸念や申し立てに対し、特定のセーフガーディング・ニーズや脆弱性を考慮した上で、迅速かつ適切に、被害者／サバイバー[17]の最善の利益を優先して対処することを意味します。

私たちは、すべてのセーフガーディングに関する懸念の報告を真剣に受け止め、それらの報告を最優先に、基本原則と関連する手続きに従って対応します。調査が開始される場合には、経験豊富で有資格の専門家グループが調査を担います。各専門家は、慎重に扱うべき調査と被害者／サバイバー中心のアプローチについて訓練を受けた者です。

悪意や個人的な利益のために行われた場合を除き、苦情の申し立てを行うことで不利益が生じることはありません。プラン・インターナショナルは、苦情申立人および被害者／サバイバーがいかなる対応においても中心的な存在であり、いかなるプロセスによってもこれ以上傷つけられたり、無力化されたりすることがなく、終始サポートを受けられるよう、苦情申立人[18]および被害者／サバイバーと協力します。

懸念の報告は、関連手順または当該国が定める手順に則って行うことができ、そういった手続きについては、すべてのスタッフ、訪問者、および関係者に周知されている必要があります。

また、プラン・インターナショナルの内部告発方針に従い、匿名で通報することもできます。

なお、悪意のある通報は、適切な処罰の対象となります。

3. サバイバー中心の方針:

セーフガーディングに関する懸念や申し立て、本ポリシーの違反に対応するすべての決定と行動は、トラウマを考慮したものとします。プラン・インターナショナルは、トラウマの潜在的影響と実際の影響を認識し、再トラウマ化を防ぐことを目指します。私たちは、被害者／サバイバーの安全、権利、ニーズ、希望、エンパワーメントを重視し、すべての当事者に対する手続き上の公平性を確保します。私たちは、被害者／サバイバーのプライバシーと尊厳を守り、守秘義務を守り（報告への対応の範囲内で）、被害者／サバイバーを丁重に扱い、必要に応じて意思決定に関与させ、包括的な情報を提供し、被害者／サバイバーの回復と安全を支援するための付託措置とサポートを行います。

犯罪の可能性がある事件を法執行機関または関連当局に付託する場合は、大人の被害者／サバイバーの希望、子どもの被害者／サバイバーの最善の利益についての評価、およびすべての関係者の福祉と安全を考慮した上で行います。地域または国の法律により、犯罪の可能性を警察または福祉当局に報告することがプラン・インターナショナルに義務付けられている場合、関係者全員のリスクに対応するための適切な安全策を講じます。

被害者／サバイバーおよび苦情申立人への支援は、正式な調査が行われるかどうかとは関係なく、提供されます。また、目撃者や不適切または有害な行為を行ったとして告発された人など、事案対応に関与する他の人々にも、適切な支援が提供されます。これには、専門家による心理社会的カウンセリング、医療支援、法的支援、また必要に応じて他の専門家による適切な支援へのアクセスが含まれます。被害者／サバイバーおよび苦情申立人は、利用可能な支援オプションを利用するかどうか、いつ利用するかを選択することができます。私たちは、安全かつ適切な場合には、被害者／サバイバーや申立人から学び、彼らの指示を受けながら対応を行います。また、適切な専門家や組織に事案を付託し、これらの機関の人々が関係者全員の福祉を最優先するよう、十分に注意します。

4. 平等と包摂:プラン・インターナショナルは、権力の不均衡、ジェンダーと社会的不平等が暴力と SHEA の主要な要因であることを認識しています。私たちは、私たちが活動するすべての社会にジェンダーと社会的不平等が存在すること、スタッフ・関係者・プログラム参加者が不平等な規範や固定観念を受け入れてしま

[17]「被害者」は、法律や医療の分野でよく使われる用語です。詳細は付属文書1をご参照ください。「サバイバー」は、回復力を意味するため、心理学や社会的支援の分野で一般的に好まれる用語です。私たちは、サバイバー中心のアプローチの一環として、両方の用語を使用しており、性的虐待や搾取の被害を受けた人々自身が好む方の用語を選択できるようにしています。定義の詳細については、別紙 1 をご参照ください。

[18] 苦情の申し立てを行う人。報告されている問題を実際に経験した人（被害者／サバイバー）である場合もあれば、他者の問題を認識して苦情を申し立てる人である場合もあります。定義の詳細については、別紙 1 をご参照ください。

っている可能性、そして私たちの活動の性質そのものが、意図せずに力の差や不平等な機会を生み出し、維持されてしまっている可能性について認識しています。

私たちは、セーフガーディングの実施に、交差的アプローチを取り入れています。私たちは、複数のアイデンティティが一緒になって、その人の権力、ジェンダー、社会的不平等の経験、ひいては暴力や SHEA に対する脆弱性を作り出していることを考慮します。私たちは、その人の多様なアイデンティティや社会的立場に起因して生じる可能性のある、暗黙的・明示的な偏見、その他の差別や暴力に対処するための適切な措置を講じます。私たちは、平等、公平を促進し、最終的に被害者／サバイバーの安全と保護を増進しながら、被害者／サバイバーのエンパワーメントと包摂を支援します。

5. 責務の共有:すべてのスタッフ、関係者、訪問者は、本ポリシーを認識し、遵守しなければなりません。すべての人が、危害、暴力、SHEA を防止する責務があります。すべての人が、セーフガーディングにかかる責務を真剣に受け止め、本ポリシーの原則を守らなければなりません。

翻って、プラン・インターナショナルは、パートナー団体、同じ分野で活動する他団体、組織全体で連携し、すべてのセーフガーディングに関する懸念を予防し、対応し、能力を強化することを支援するために活動します。私たちは、すべての子どもたちとプログラム参加者のために安全な環境を維持する責務があります。これには、ある人物がどのような犯罪であれ裁判を前に服役中の場合や、児童に対する犯罪歴がある場合、その人物がスポンサーになること、またはスポンサーであり続けることを不注意に許可しないことを含みます。

※私たちは、支援者になろうとする人または既に支援者である人が、以下のいずれかの事項に該当することを知った場合は、支援者としての申し込みや支援者として継続することを許容しません。

a. 犯罪、またはその嫌疑により刑務所・拘置所・留置場その他同様の拘禁施設に収監 中であるかまたは仮釈放中である
b. 起訴され、判決を待っている
c. 有罪判決を受けて刑の執行猶予中である
d. 子どもに対する犯罪の経歴を有する

6. 開示性と説明責任: プラン・インターナショナルは、開示性と透明性に努めます。私たちのリーダーは、平等と包摂の文化を確かにすべく、明確な目標を持ち、個人としても、また組織的にも安全で包摂的な環境を作る責務を負います。私たちは、本グローバル・ポリシーに関する情報を、すべてのプログラム参加者、子ども、私たちが活動するコミュニティの住民、スタッフ、関係者、訪問者に提供する責務を維持します。私たちのコミットメントを説明し、誰もが自分の権利を行使する方法と、セーフガーディングに関連する懸念事項を報告する方法を理解できるようにします。すべてのスタッフ、関係者、訪問者、プログラム参加者に対して説明責任を果たすため、私たちは、セーフガーディングに関する懸念を提起し、話し合うことができるようにします。

私たちは、セーフガーディングを私たちのすべての活動およびすべてのアプローチで主流化する責務があります。私たちのセーフガーディングの実施基準は、セーフガーディングのための対策を私たちの業務と支援のあらゆる部分に組み込むための要件を定めています。セーフガーディングの実施ガイドラインは、付属文書 2 に記載されています。

役割と責任

1. すべてのスタッフ、関係者、訪問者は:

a. 子どもとプログラム参加者が尊重され、支援され、安全で保護されていると感じる環境を築くことに全力を尽くし、貢献します。
b. 子どもとプログラム参加者に対する暴力につながるような行動や振る舞いをしたり、子どもやプログラム参加者を暴力のリスクにさらしたりするようなことを決してしません。
c. 本グローバル・ポリシーの内容を認識し、遵守します。
d. 危害、暴力、SHEA、あるいは本ポリシー違反に関する懸念、風評、疑惑、申し立てがあった場合は、関連手順または当該国が定める手順に則り、直ちに(または少なくとも 24 時間以内に)非公開での報告を行います。

2. すべてのスタッフは:

a. セーフガーディングに関する行動規範(付属文書 1)を含む本グローバル・ポリシーを遵守します。

3. 関係者と訪問者は:

a. 次のいずれかを遵守することに署名をもって合意しなければなりません。プラン・インターナショナルのセーフガーディングに関する行動規範(付属文書 1)もしくはそれに準じる当該国のプラン・インターナショナルのマネジャー[19]によって策定された、関係者や訪問者の行動に関する適切なガイダンス、**または**
b. 関係者と訪問者自身の行動規範。ただし、その内容が本グローバル・ポリシーに合致していることを、関係者や訪問者と契約するマネジャーが確認したものであることを条件とします。

4. マネジャーは、以下のことを確実に実現するよう努めます。

a. 私たちが関与・連携・交流している子ども、プログラム参加者、コミュニティ住民は、子どもやプログラム参加者に不利になるような出来事が起こっている場合に、それを報告することができるように本グローバル・ポリシーの内容を把握している。
b. スタッフ、関係者、訪問者は、自分たちの役割や私たちとの関与に適用されるセーフガーディングの実施基準を認識している。
c. マネジャーは、子どもやプログラム参加者にとって安全で、彼らに対する暴力を防ぐような環境を維持するシステムを支援・策定する。
d. マネジャーは、本ポリシーが、セーフガーディングの実施基準(付属文書 2)にしたがって、自分の責任の範囲内に確実に完全に取り込まれているようにする責任がある。

5. ディレクター[20]は、以下のことを確実に実現するよう努めます。

a. 各プラン・インターナショナル組織は、本グローバル・ポリシーならびに、各プラン・インターナショナル内で構築された報告要件や手法をまとめたグローバルな「報告および対処にかかるガイドライン」に沿って、現場に即した手続きを作成する。そのような現場に根差した手続きは、現地アドバイザーの助言を踏まえて作成され、本ポリシーの改定に伴い定期的に、もしくは必要であればすぐに、アップデートされる。関連する方針や手続きは、所在国の言語を用い、子どもにも分かりやすい形式でも作成されなくてはならない。
b. 各プラン・インターナショナル組織は、様々なプロセス、プログラム、プロジェクト、イベント、活動のみならず、現地の状況、スタッフ、関係者、訪問者や、活動に参加する子どもとプログラム参加者に適応させながら、セーフガーディングの実施基準を履行する。

6. 私たちと連携して、子どもやプログラム参加者を巻き込んだ私たちのプログラム、プロジェクト、プロセス、イベントを実行する組織は、付属文書 2 にある「実際にセーフガーディングを実施するためのガイドライン 」を遵守しなければなりません。

[19] スタッフや関係者の勤務や業務を管理または監督する職責を負っているスタッフの一員を意味します。定義の詳細については、別紙 1 をご参照ください。

[20] PII の執行理事(Executive Director)または支援国の事務局長(National Director)を意味します。

7. **プラン・インターナショナル組織はすべて、**セーフガーディングに関する行動規範（付属文書 1 参照）の状況確認と監査を義務とすることによって、本ポリシーの遵守を確認します。かかる行動規範の監査は、PII の国際保証部門(Global Assurance Department)が主導します。また、私たちも協力して、子ども、プログラム参加者、スタッフ、関係者、訪問者が必ず本ポリシーの実施の精査、監視、評価に参加するよう努めます。

本ポリシーに対する違反

本ポリシーの違反は、「報告および対処にかかるガイドライン」、懲戒手続きおよび契約上の合意に従って調査[21]が行われます。違反事案が起きた国の法律の下で犯罪捜査が行われるか、または法的権限を有する機関に付託される可能性があります。違反があった場合、解雇を含む懲戒処分や、契約やパートナーシップ関係の取り決めを含むあらゆる関係の破棄あるいは法的制裁等の制裁が科される可能性があります。

スタッフ、関係者、訪問者に対してなされた違反の申し立て／疑惑は、被害者／サバイバーを効果的に保護すると同時に、申し立ての対象である人物の権利を保護する公正で一貫した方法で、できるだけ迅速に処理されます。調査段階において、予防的な目的で、懲戒処分や有罪を前提としない措置が取られることがあります。

違反した場合、解雇につながる懲戒処分、契約やパートナー契約を含むすべての関係の終了、および関連する場合は適切な法的措置またはその他の措置を含む制裁を受ける可能性があります。加害者とされる人物の権利、交差するアイデンティティ、脆弱性は、彼らに対する虚偽または悪意のある告発の可能性を審査するために、調査の過程で考慮されることになります。

子どもとプログラム参加者への虐待が疑われる根拠ある懸念が提起されたものの、調査の結果、それが事実でないと判明したときは、懸念を報告した者に対してはいかなる処分が課されることもありません。しかし、告発が虚偽であったり、悪意をもって行われたりした場合はしかるべき処罰が科されます。

[21] 不正行為が行われたかどうか、行われた場合はその責任者を特定するために情報を収集するためのプロセスです。定義の詳細については、別紙 1 をご参照ください。

別紙1：用語と定義

本ポリシーで用いられる場合:

「虐待」には、身体的または精神的な暴力、傷害や虐待、ネグレクトや怠慢な扱い、精神面での虐待や心理的暴力、性的虐待および搾取、ハラスメント、商業的またはその他の目的での搾取など、あらゆる形態のものが含まれます。虐待行為は、ウェブサイト、ソーシャル・メディア、携帯電話などを通じてオンラインで行われることもあります。虐待は、物理的な力や権力の行使を伴う意図的な行為である場合もあれば、虐待を防ぐための行動を怠ることである場合もあります。虐待とは、個人、集団、機関、組織などが、意図的であろうとなかろうと、他人の福利、尊厳、生存、発達に実際または潜在的な危害をもたらすか、もたらす可能性が高い行為を行うことです。

「関係者」とは、有給か無給かを問わず、プラン・インターナショナル組織との契約によりプラン・インターナショナル組織と連携して活動する個人およびプラン・インターナショナル組織を支援する個人を意味します。「関係者」には、理事、評議員、（地域ボランティアを含む）ボランティア、インターン、支援者（スポンサー）、研究者、寄付者、コンサルタント、役務提供者ならびにプラン・インターナショナルのパートナーまたは政府（プラン・インターナショナル組織とのパートナーシップ契約に基づいて活動している場合に限る）の職員および代表者が含まれます。

「子ども」とは、子どもの権利条約と同様に、18 歳未満のすべての人――女の子、男の子、若い女性、若い男性、その他のジェンダー・アイデンティティの子どもたち――を意味します（子どもの権利条約第 1 条）（以下の「若者」の定義を参照）。

「児童虐待」とは、責任、信頼、権力に基づく関係において、児童の健康、生存、発達、尊厳に実際または潜在的な危害をもたらす、身体的および／または精神面での虐待、性的虐待、ネグレクト、怠慢な扱い、または商業的もしくはその他の目的での搾取のことです。

「子どもの性的虐待資料」とは、いかなる手段であれ、現実の性的活動または疑似的な性的活動を目的として使用される子どもにかかわる資料、または性的目的のために児童の性的部位を表現するものと定義されます。また、（インターネット経由か否かを問わず）そのような素材の制作、閲覧、ダウンロード、配布に関与することも含まれ、疑似写真、漫画、図面、アニメも含まれます。

「苦情申立人」とは、苦情の申し立てを行う人を指します。報告されている問題を実際に経験した人（被害者／サバイバー）である場合もあれば、他者の問題を認識して苦情を申し立てる人（第三者苦情申立人）である場合もあります。

「ディレクター」とは、PII の執行理事(Executive Director)または 支援国の事務局長(National Director)を意味します。

「ジェンダーと交差性に配慮したセーフガーディング」とは、下記のようなセーフガーディングのためのアプローチです。

a.個人が直面する偏見や不平等の複雑さを理解し、それらがどのように特権の増大を引き起こすのかを理解するため、個人のジェンダーと重なり合うアイデンティティや経験を考慮します。私たちはそのような理解を踏まえ、それぞれの個人に応じたセーフガーディング・ニーズを特定し、対応します。

b.私たちが関わるすべての個人に関する、ジェンダーやその他のアイデンティティへの偏見や差別に起因するリスクへの総合的なセーフガーディング対応を行います。また、不平等、権力、偏見への異議を安心して発言できる環境をつくります。

c.国際 NGO としての在り方を振り返り、組織内における力の不均衡（組織内のどこに力があるのか、一般的に「支配的」なグループと「非支配的」なグループは誰なのか、また、それらが私たちがセーフガーディングに関して下す決定にどのような影響を及ぼしているのか）を確認します。また、他の組織やより広い社会との関係性でも同様の振り返りを行います。

d.私たちの活動を通して、特定のアイデンティティ（年齢、性別、性的指向、民族、人種、肌の色、障害など）のために、個人がどのように危害や虐待のリスクにさらされる可能性があるかを分析する能力を養います。

e. 平等、公平性、包摂、ひいては安全性と保護の向上を促進する方法で、特にセーフガーディング手順において、あらゆる多様性を持つ個人のエンパワーメントを支援し、包摂性を促進します。

「危害」とは、子どもやプログラム参加者の健全な身体・心理・感情に対する有害作用を意味します。危害は意図的であるか否かに関わらず、虐待や搾取によって引き起こされます。

「交差性」とは、個人の複数の社会的・政治的アイデンティティ（ジェンダー、性別、人種、階級、性的指向、宗教、障害、外見、プログラム参加者であるか否かなど）がどのように交差し、重なり合い、複合して、相互依存的な差別や特権の形態（あるいは有利な立場／不利な立場）を作り出しているかを理解するための理論的枠組みです。交差性は、複合的な要因によって人々が感じている有利な立場と不利な立場を特定します。

「調査」とは、不正行為が行われたかどうか、行われた場合はその責任者を特定するために情報を収集するためのプロセスです。

「マネジャー」とは、スタッフや関係者の勤務や業務を管理または監督する職責を負っているスタッフの一員を意味します。

「支援国事務所(National Organisation)」または **NO** とは、PII との間でメンバー契約やライセンス契約を締結した組織を意味します。

「PII」とは、Plan International, Inc.を意味し、その下部組織を通じて運営を行っている場合も含みます。一般的には、国際本部(international headquarters)、地域統括事務所(regional offices)、連絡事務所(liaison offices)、活動国統括事務所(country offices)が含まれます。

「PSHEA」とは、性的搾取・虐待・ハラスメントの防止（Preventing Sexual Harassment, Exploitation and Abuse）の略です。これは、子どもやプログラム参加者に対する性的搾取、性的虐待、性的ハラスメントの被害を防ぐために、私たちが担う責任（予防、対応、適切な機関への付託措置）を指します。

「プログラム参加者」

「直接的なプログラム参加者」とは、1 つまたは複数のプログラム／プロジェクトの対象であり、直接的な影響を受けると私たちが考える人々を指します。その活動がプラン・インターナショナルによって直接遂行されるものか、プラン・インターナショナルに代わって活動しているパートナーまたは組織によって遂行されるものかは問いません。

・直接的なプログラム参加者とは、物品や設備を受け取る人、研修、啓発、直接指導、その他の個人的支援を受ける個人を指します。

・直接的なプログラム参加者は、世帯の一人である場合もあれば（例えば、栄養に関する研修に参加する母親）、世帯の全員である場合もあります（例えば、家族の栄養と健康改善のための栄養プログラム／プロジェクトに両親が登録した場合）。

・直接的なプログラム参加者には、スポンサーシップに参加するチャイルドとその家族、アドボカシー・イベントや啓発活動のアドボカシー実施者側や参加者、プランが支援するプロジェクトやプログラムへの参加者、「ユース・アドバイザリーパネル（YAP）」などが含まれます。これらはあくまでも一例です。

「間接的なプログラム参加者」とは、プロジェクトの直接的な対象ではないが、プロジェクトを通して二次的な恩恵を得ると予想される正当な理由のある人々を指します。これには以下のような人々が含まれます。

・プロジェクトの直接的なプログラム参加者の収入または能力の向上から恩恵を受けます。（例えば、衛生や子育ての研修を受けた両親の子どもや、貯蓄グループに参加した人を通じて家計収入の増加の恩恵を受ける家族）

・個々人や各世帯ではなく、コミュニティ全体の状況を改善することを目的とした支援から恩恵を受けます。（例えば、プロジェクトによって改善された診療所や学校やコミュニティの水道施設の近隣区域に住む人々）。

プログラム参加者は、年齢を問わず、また、私たちの事業や啓発活動に関わる若者を含みます。

プログラム参加者が、プランとの間で二次的なアイデンティティを持つ場合（例えば、インターン、有償もしくは無償のボランティアなど）、セーフガーディングの事案や懸念に対処する際には、プログラム参加者としてのアイデンティティが優先されます。

注：公共メディアにおける啓発活動を通じてリーチする可能性のある、あるいは法律や政策の変更によって最終的に恩恵を受ける可能性のある、より広範な一般市民は、直接的または間接的なプログラム参加者に含まれるとはみなされません。特定のアドボカシー・プロジェクトに対する対応が必要な場合は、別の、より適切な方法によって行われます。

「セーフガーディング」とは、子どもとプログラム参加者が、私たち組織と関わりをもつことにより、誰ひとりとしていかなる形の危害にもさらされることのないよう保護すべく、私たちが負う責務ならびに私たちが取り組むべき予防的措置および発生した事案への対応措置を意味します。これには、子どもやプログラム参加者による私たちや私たちと関係のある組織との関わりや、私たちの活動や支援、運営への参加が安全であるように努めることが含まれます。さらに、子どもやプログラム参加者の福祉に関する懸念がある場合や子どもやプログラム参加者が暴力にさらされている場合、このような事態に適切かつ迅速に対応した行動がとられ、プラン・インターナショナル組織の継続的な学びが確実に行われるように事案の分析がなされるよう努めることが含まれます。

「性的虐待／暴力」とは、力の行使か、もしくは不平等か強制的な条件下であるかを問わず、性的な性質の物理的な侵害が実際に行われること、またはその恐れがあること。レイプ未遂（オーラルセックスを強要しようとする行為を含む）、性的暴行（同意のないキスや接触行為を含む）を含み、これらに限定されない性犯罪が対象となります。同意年齢未満の者との性行為はすべて性的虐待とみなされます。

「性的搾取」とは、性的な目的のために、脆弱な立場、力の差、または信頼を実際に悪用すること、または悪用しようとすること。他者の性的搾取から金銭的、社会的、政治的に利益を得ることも含まれます。

「性的ハラスメント」とは、分別がある人であれば、あらゆる状況を考慮した上で、ハラスメントを受けた人が気分を害したり、屈辱を感じている、または脅迫されていると感じる可能性があると予想できるような状況において、ある人物が、歓迎されない性的な誘いかけや性的な好意の要求、あるいは性的な性質を持つその他の歓迎されない行為に関与したり、わいせつな露出をしたりする場合、その人物は他者に対し、性的ハラスメントを行っていることになります。

性的ハラスメントは様々な形をとります。直接的または間接的なもの、肉体的または言語的なもの、繰り返されるものまたは1回限りのもの、またどのような性別に対するどのような性別からの加害かを問いません。性的ハラスメントは、スタッフや職員だけでなく、プログラム参加者、コミュニティの住民、市民に対しても行われる可能性があります。

「SHEA」とは、性的搾取・虐待・ハラスメント（Sexual Harassment, Exploitation and Abuse）の略です。

「被害者／サバイバー」とは、性的虐待や搾取、性的ハラスメントを経験した人。「被害者」と「サバイバー」は同じ意味で使われることがあります。「被害者」は、法律や医療の分野でよく使われる用語です。「サバイバー」は、回復力を意味するため、心理学や社会的支援の分野で一般的に好まれる用語です。私たちは、サバイバー中心のアプローチの一環として、両方の用語を使用しており、性的虐待や搾取の被害を受けた人々自身が好む方の用語を選択できるようにしています。被害者／サバイバーは、プログラム参加者である場合もあれば、スタッフ、関係者、訪問者である場合もあります。

「スタッフ」とは、プラン・インターナショナル組織のいずれかに勤務し給与を支払われている個人と、別の組織に身を置いているもののプラン・インターナショナルによって報酬を支払われている個人を意味します。

「暴力」とは、子どもまたは若者または大人に対するあらゆる身体的または精神的暴力、傷害や虐待、ネグレクトや怠慢な扱い、精神的虐待や心理的暴力、性的虐待および搾取、嫌がらせ、商業的その他の搾取を含みます。暴力行為は、例えばウェブやソーシャル・メディア、携帯電話等を通して、オンラインで行われることもあります。暴力は、物理的な力または権力の行使を伴う意図的な行為である場合もあれば、暴力を防止するための行為をしないことである場合もあります。暴力とは、子どもまたは若者または大人の福祉、尊厳、生存、成長に現実的または潜在的な危害をもたらす、または危害をもたらす可能性が高いあらゆる行為を含み、それが個人、グループ、機関、または組織のいずれによりなされるか、作為によるか不作為によるか、意図的であるか否かは問いません。

「訪問者」とは、ジャーナリスト、メディア、研究者、スポンサーおよび著名人など、プラン・インターナショナルの事務所やプログラム実施地域を訪問してプラン・インターナショナル組織を通じて子どもやプログラム参加者と接触をもつ人を意味します。

「脆弱性」とは、暴力、搾取、虐待を回避し、それらに抵抗し、または対処し、それらから回復するための能力が、社会的・政治的アイデンティティによって制限されていることを指します。弱者とは、例えば、ジェンダー、性的指向、民族的出身、障害、年齢、病気など、交差的なアイデンティティのために、暴力、搾取、虐待を受けるリスクが高いことを意味します。

「若者」とは、国連の定義と同様に、15 歳～24 歳の個人――若い女性、若い男性、他のジェンダー・アイデンティティをもつ若い人――を含みます。このグループは、「子ども」から「青年」「大人」の範囲にまで及びますが、若者には、特定の保護の必要性があり、より年少の子どもたちや年長の大人とは別の独特の考慮が必要だと考えられています。

別紙 2：交差性

「交差性」とは、権力や特権やジェンダーに関し、個人の社会的アイデンティティの組み合わせを認識する思考方法です。社会的アイデンティティとは、社会的集団の一員であると認識することで、私たち一人ひとりを成すものです。私たちのアイデンティティに影響を与えるような社会的集団には、年齢、性別、ジェンダー、性自認、性的特徴、性的指向、国籍、民族的出自、肌の色、人種、言語、宗教または政治的信条、婚姻状況、障害、身体または精神の健康、家族、社会経済的または文化的な背景、階級、法に抵触した過去や、その他諸々が含まれます。

交差性とは、（各々の社会的アイデンティティに基づく）複数の不平等をそれぞれ個別に勘案するのではなく、同時に考慮し、それらがどのように重なり（あるいは交わり）、複合して、その人の偏見や不平等、あるいは権力や特権の機会を創出しているかを理解することを意味します。

女の子や女性の抑圧を性差別だけでなく、黒人の抑圧を人種差別だけでなく、障害者の抑圧を能力主義だけでなく、それらのアイデンティティがどのように交差しているかに注目するのが交差性です。例えば、障害のあるアジア系の女の子に対する性差別・人種差別・能力差別の影響を、個別的にではなく、重なり合った複合的な偏見と不平等の観点から理解しようとする試みが交差性です。この女の子はシスジェンダー[22]であり、アジア人であり、有色人種であり、障害を持っていて、アジア人の男の子にはない、あるいは障害のないアジア人の女の子にはない、あるいは障害のある白人の女の子にはない、特定の偏見と不平等に耐えているかもしれません。

「社会的不平等」とは、ある集団や社会の中での異なる社会的立場に対して機会や報酬の差別が存在することを意味します。

[22] シスジェンダーとは、性自認が出生時に割り当てられた性別に一致する人を指しています。

付属文書 1:
セーフガーディングに関する行動規範

プラン・インターナショナルは、子どもとプログラム参加者のために安全な環境を生み出すことに取り組んでいます。すべてのスタッフは、仕事とプライベートの両方において、「セーフガーディングに関するグローバル・ポリシー」の原則を守る義務があるとともに、暴力を防ぐ環境を維持していくことに取り組んでいます。これに加えて、スタッフ（私たちの人道主義的対応に取り組む人たちを含む）による性的搾取・虐待・ハラスメントは、甚だしい不正行為であり、従って雇用契約終了の理由となる可能性があります。

そのため、私は以下に同意します。

a. プラン・インターナショナルが制定する「セーフガーディングに関するグローバル・ポリシー」を遵守し、プログラム、プロジェクト、プロセス、イベント、活動に参加する子どもやプログラム参加者、その家族、コミュニティに対処する際、オープンかつ誠実である。

b. 年齢、性別、ジェンダー、性的指向、国籍、種族的出身、肌の色、人種、言語、宗教的もしくは政治的信条、婚姻歴、心身障害、身体的もしくは精神的健康状態、家族、社会・経済的もしくは文化的背景、階級、または法律違反の前歴にかかわらず、子どもたちの権利、人格および尊厳を尊重し、子どもやプログラム参加者にとって最善の利益を考えて子どもやプログラム参加者に接する。

c. 自分の行動と活動に伴う潜在的なリスクを意識し、子どもやプログラム参加者にとってのリスクを最小化するよう適切・確実に行動し、子どもやプログラム参加者への暴力、虐待や搾取を防ぐ環境を作り、維持する。

d. 私たちが関与している子どもやプログラム参加者が以下の状態にあるような環境を作るよう努める。

 i. 年齢、成熟度、能力の発達に応じて、セーフガーディングの意思決定や支援活動や議論への参加ができるよう尊重され、権利を与えられている。

 ii. 自分たちのセーフガーディングと保護を受ける権利に関して、また懸念がある場合にどうすればよいかに関して、十分な知識をもっている。

e. 常に、高いプロ意識に基づいて行動し、子どもや若者の良い手本となる。

f. 児童労働に関連する国際基準や当該国の法律を遵守し、子どもの年齢または発育力に見合った教育や娯楽活動にあてるべき時間を阻害したり、彼らを傷害、搾取もしくは暴力の重大なリスクにさらしたりするような、不適切、搾取的、または危害を及ぼす家庭内労働やその他の労働に、18 歳未満の子どもを従事させない。また、いかなる年齢でもプログラム参加者を家庭内労働やその他の労働に従事させない。

g. プラン・インターナショナルに関係する子どもやプログラム参加者のプライバシーと秘密を尊重する。これは次のことを意味する。

 i. 現在プラン・インターナショナルの活動にかかわっている、または過去にプラン・インターナショナルの活動にかかわった子どもやプログラム参加者、その家族から、個人の連絡先（電子メール、電話番号、ソーシャル・メディアの連絡先、住所、ウェブカメラ、スカイプその他のものを含む）を聞き出そうとしたり、このような情報を受け取ったりしない。自分の連絡先をそのような子どもまたはその家族に教えない。ただし、プラン・インターナショナルによって明確な権限を与えられている場合、またはプラン・インターナショナルの活動のために行われる場合は例外とする。

 ii. プラン・インターナショナルのポリシーおよび手続きに従い、かつプラン・インターナショナルの明示の同意の下で開示する場合を除き、いかなる媒体を通じても、子どもたちやプログラム参加者、チャイルドたちまたはその家族を特定できる情報を開示したり、このような開示に手を貸したりしない。媒体には、書面、写真およびソーシャル・メディアが含まれる。

 iii. プラン・インターナショナルの活動に関係している子どもやプログラム参加者、または家族とは、その活動がプラン・インターナショナルスタッフの監督下にない場合は、接触を図らない。接触には、訪問に限らず、ソーシャル・メディア、電子メールおよび手紙など、あらゆる形態の連絡が含まれる。

iv. 業務上の訪問中、またはプラン・インターナショナルとの現地訪問中、個人的な利用のために、プラン・インターナショナルに関連する子どもやプログラム参加者の写真を撮りたい場合は、常に次のことを守る。

- 常に、予めプラン･インターナショナルの現地事務所と相談して、現地の状況に照らした場合に写真撮影が問題ないこと、およびその写真の使用目的がプラン･インターナショナルのポリシーに抵触しないことを確認すること。
- 子どもやプログラム参加者（幼い子どもの場合は、親や保護者）に、撮影の具体的な目的や使用目的（どこでどう使うかなど）を知らせて、許可を取ること。撮影を断ったことによるマイナスの影響は決してないということを明らかにして、ノーという意思決定を尊重すること。
- 映像は敬意を表すものにし、子どもやプログラム参加者の尊厳やプライバシーにマイナスの影響を及ぼすことがないようにすること。
- 映像の使用によって子どもやプログラム参加者、彼らの住む場所が特定される危険性がないようにすること。
- プラン・インターナショナルに関連する子どもやプログラム参加者の映像は、プラン・インターナショナルによる完全かつ明確な同意なしには決してプラン・インターナショナル外のソーシャル･メディアにアップロードしないこと。

h. 子どもやプログラム参加者に対する実際の虐待、または虐待の可能性についての懸念、疑い、事案、申し立ては、関係する現地事務所の適切な手続きに従って報告を行い、それに対処する。

i. 子どもやプログラム参加者への虐待に関する懸念または申し立てに対するプラン・インターナショナルの調査には、全面的かつ秘密厳守で協力する。

j. 自身がプラン・インターナショナルに関与する前に、あるいは関与している間に受けた、子どもやプログラム参加者の搾取や虐待に関する告発、事実認定、その他の結果はすべて即座に開示する。

私は以下のことをしません。:

a. 例えば、女性性器切除、強制的な結婚や早すぎる結婚などの有害な伝統的慣習などを通じて、子どもやプログラム参加者を虐待または搾取したり、ハラスメントを行ったり、子どもやプログラム参加者を危害の及ぶリスクにさらすような振る舞いをしたりすること。

b. 不適切または文化的に無神経な方法で子どもやプログラム参加者を撫でまわしたり、抱いたり、キスやハグをしたり、触ったりすること。

c. その地域における許容年齢の如何にかかわらず、18 歳未満の子どもと、いかなる形態であっても性的行為にかかわったり肉体・性的関係に及んだりすること。18 歳未満であると認識していなかったということは抗弁にはならない。

d. 年齢を問わずプラン・インターナショナルのプログラム参加者と性的関係に及ぶこと。こういった行為はプラン・インターナショナルの活動の信用と尊厳を損なうものであり、本質的に不平等な力関係に基づいたものだからである。

e. 性的な接待やその他の形態の屈辱的または搾取的な、自尊心を傷つける行為など、金品や雇用と性的サービスの交換を含むいかなる形態の性的活動であっても、それにプログラム参加者を引き込むこと。受益者のために提供する援助との交換も含む。

f. 子どもやプログラム参加者に対して、不適切か、攻撃的か、虐待的か、性的に挑発的か、屈辱的または文化的に不適切な形で、発言したり振る舞ったりすること。

g. プラン・インターナショナルの活動に関連して接触している子どもやプログラム参加者を、自分の家や、他の個人宅や宿泊施設に宿泊させること。

h. プラン・インターナショナルの活動に関連して接触している子どもやプログラム参加者と同じ部屋またはベッドで眠ること。付き添いのいない子どもやプログラム参加者の近くで眠る必要がある場合は、必ず別の大人がそこに居合わせており、許可された手続きに従ったものであるようにする。

i. プラン・インターナショナルの活動に関連して接触している子どもやプログラム参加者が、自分たち自身でできることに関わること（例えば、子どもをトイレに連れて行く、衣服の着脱を手伝うなど）をすること。

j. 他の人たちと離れて、プラン・インターナショナルの活動に関連して接触している子どもやプログラム参加者と二人だけで過ごすこと。いつも必ず別の大人がいっしょにいるようにし、その子どもやプ

ログラム参加者とは、他の人々がまわりにいて他の人々からよく見えるような、オープンな共用スペースにいるようにする。

k. 子どもやプログラム参加者を殴るなど、身体的な暴行または身体的な虐待を行うこと。

l. 子どもやプログラム参加者に対する、程度を問わない、あらゆる体罰／懲罰、あらゆる種類の物理的な力の行使。

m. 子どもやプログラム参加者に恥ずかしい思いをさせたり、屈辱を与えたり、見下したり、体面を傷つけたりするように行動すること。または、いかなる形態であっても精神的虐待を行うこと。

n. 特定の子どもやプログラム参加者に対して、彼らやその他の人々が不利益を被るほどに差別したり、または好意を示したり、優遇したりすること。

o. 子どもやプログラム参加者に対して、多少なりとも搾取的または虐待的だとみなされる関係、またはそう解釈される可能性のあるような関係を築いたり、そのような慣行を行ったり、そのような行為をしたりすること。

p. 子どもやプログラム参加者の違法行為、または安全でない行為、または虐待的な行為を容認したり、それに加わったりすること。

q. コンピューターや携帯電話、ビデオ、デジタル・カメラなどの媒体を用いて、子どもやプログラム参加者を搾取したり、悩ませたり、いじめたりすること。

r. コンピューターや携帯電話、ビデオ、デジタル・カメラなどの電子機器を用いて、子どものポルノ写真、とくに虐待の映像にアクセスしたり、そういった映像の視聴、作成、ダウンロード、配信をしたりすること。

上記のリストはすべてを網羅したものではなく、スタッフ、関係者、訪問者は、子どもとプログラム参加者の権利とセーフガーディングを危うくする可能性のある関連行動をすべて検討しなければなりません。

プラン・インターナショナルの業務外または関与外における個人的行為

私たちは、スタッフ、関係者、および訪問者の個人的生活における信念や価値観のあり方を指示はしません。しかし、プラン・インターナショナルの業務時間外に本ポリシーと矛盾するかのような行動を起こした場合には、本ポリシーの違反とみなす可能性があります。

プラン・インターナショナルのスタッフ、関係者および訪問者は、プラン・インターナショナルの業務時間の内外において、子どもとプログラム参加者のセーフガーディングに関するグローバル・ポリシーを遵守する必要があります。

付属文書 2：実際にセーフガーディングを実施するためのガイドライン

このガイドラインは、プラン･インターナショナル組織と協力して子どもとプログラム参加者に関するプラン・インターナショナルのプログラムを実行する第三者組織（以下「組織」という）に適用される、子どもとプログラム参加者のセーフガーディングと性的搾取・虐待・ハラスメントの防止（PSHEA：Preventing Sexual Harassment, Exploitation and Abuse）に関する要件をまとめたものです。

このガイドラインはとくに、子どもやプログラム参加者と接触をもったり、子どもやプログラム参加者とともに活動したり、そのプロジェクトやプログラム、プロセス、活動、広報、啓発活動が子どもとプログラム参加者に影響を及ぼすと判断される組織に適用されます。プラン・インターナショナル組織から資金提供をうけている組織は、各々の活動の性質や子どもやプログラム参加者にあたえるリスクに鑑みて、これらのガイドラインに基づいて行動することが求められます。

このガイドラインは、子どもとプログラム参加者の権利を、それが損なわれることがないよう支援し尊重することと、プラン・インターナショナル組織の資金によるすべてのプログラム／プロジェクトに関与する子どもとプログラム参加者に、安全で守られた環境を提供することへの私たちの責務を説明するものです。

このガイドラインは、組織が活動をともにするグループに応じて、子どもやプログラム参加者に関する事項に適切に適用されなければなりません。

1. **予防**: 組織は、子どもやプログラム参加者の安心・安全を脅かすリスク要因に対処し、虐待や搾取が起こらないうちにそれを防ぐために、適切な措置をとらなければなりません。予防措置には、組織のセーフガーディングと PSHEA のポリシー、行動規範、関連する手続き、組織の運営・活動・支援に関するリスクの管理、「子どもとプログラム参加者にやさしい」セーフガーディングと PSHEA の情報や資料の作成および紹介などが含まれます。
2. **行動規範**: 各組織は、その職員が、組織の活動や運営、プログラムにおいて、子どもやプログラム参加者の安全と保護を危うくするいかなる振る舞いや行動も避けるようにすることを求められます。また、直接的に子どもやプログラム参加者とともに活動する、または子どもやプログラム参加者が交流するプログラムや活動では、子どもやプログラム参加者が互いに対してとるべき望ましい行動を示すガイダンスを策定しなければなりません。また、そのガイダンスはポリシーや行動規範などに落とし込む必要があります。
3. **ジェンダー平等と非差別**: 組織のセーフガーディングと PSHEA に関するあらゆるポリシーや手続きは、ジェンダー平等と非差別の原則を考慮し、交差性にも配慮したものとすべきです。女の子、男の子、若い女性、若い男性、さまざまなジェンダー・アイデンティティをもつ子どもとプログラム参加者が、彼らの安心・安全を脅かすさまざまなリスクに直面する可能性があることと、すべての子どもとプログラム参加者は、年齢、性別、ジェンダー、性的指向、国籍、種族的出身、肌の色、人種、言語、宗教的もしくは政治的信条、婚姻歴、心身障害、身体的もしくは精神的健康状態、家族、社会・経済的もしくは文化的背景、または階級にかかわらず、保護を受ける等しい権利を有することを認識する必要があります。
4. **審査手続き**: 子どもやプログラム参加者と（直接的または間接的に）接触をもつことになる職員すべて（無給のボランティアを含む）を対象とした、きめ細かい審査手続きがなければなりません。審査手続きは可能ならば、それぞれの国で受けられ、定期的に更新されなければなりません。審査手続きには、犯罪経歴証明書、警察への身元照会またはそれに相当するもの、応募者が子どもへの加害者の国内登録に記載されていないことの検証、きめ細かい応募と面接のプロセス、応募者が子どもやプログラム参加者と活動するのに適任であることを裏付ける身元照会などが含まれる可能性があります。
5. **啓発**: 組織は、子どもやプログラム参加者のプログラムに関与するすべての職員、再委託先、コンサルタントまたは提携組織が、セーフガーディングと PSHEA に関するリスク、ポリシーと手続き、セーフガーディングと PSHEA に関する自分たちの責任を必ず認識しているようにしなければなりません。また、関与している子どもやプログラム参加者とその親、保護者、または保育者も、どのような行動を期待すべきで、懸念があった場合にはどのように報告するべきかがわかるように、これらを周知されていなければなりません。

6. **能力開発**: 組織は、とくにセーフガーディングの懸念が、異なるジェンダー･アイデンティティやその他のアイデンティティに関するものである場合、それらの懸念を適切に防ぎ、見つけ出し、報告し、それに対処するために、子どもやプログラム参加者とともにまたは彼らのために活動するすべての人の能力を強化し、共有しなければなりません。組織のポリシーやその実施が、すべての職員やボランティアやその他の関係者を対象とした必須のオリエンテーションや継続的な研修を通じて確実に理解され、効果的に実施され得るように努力しなければなりません。

7. **子どもとプログラム参加者の参加**: 子どもやプログラム参加者は、能力の発達に応じて、セーフガーディングの措置の策定に、積極的、倫理的かつ有意義な形で関与しなければなりません。子どもやプログラム参加者は、単に懸念の対象として扱われるのではなく、自身の意見をもった個々の人として耳を傾けられ、重要視される対象として扱われなければなりません。

8. **子どもやプログラム参加者および職員のための報告の仕組み**: 子どもやプログラム参加者の安心・安全を脅かす懸念を、安全に報告できる仕組みが確立されなければなりません。そのような仕組みによって、その組織において懸念が適切に上申され、適切な機関に委ねられることで機密が保持されるようにしなければなりません。さらに、子どもとプログラム参加者の報告の仕組みは、利用しやすく、使い勝手がよく、子どもやプログラム参加者の種々のニーズに配慮したものでなければなりません。

9. **対応とフォローアップ**: 組織のポリシーと手続きには、セーフガーディングの懸念が起こったときに子どもとプログラム参加者を支援・保護するための適切な措置が含まれていなければなりません。懸念に対処するためにとられるすべての措置は、子どもやプログラム参加者にとって最善の利益を考慮し、異なるジェンダー・アイデンティティやその他のアイデンティティに配慮したものであり、彼らの安全と保護が確保されるようにしなければなりません。対応措置は、適切なリスク評価がなされ、その組織によってとられる行動の結果としてさらなる危害が子どもやプログラム参加者に及ぶことがないよう努めるものでなければなりません。

 懸念は詳しく記録され、その組織のプライバシーおよび機密保持のポリシーやその国の法律に従って、情報は守られなければなりません。また、組織の継続的な学びのために対応の評価とフォローアップを確実に行わなければなりません。

 また組織は、子どもやプログラム参加者への虐待の申し立てがあった場合、契約に沿って、プラン・インターナショナルに報告しなければなりません。

10. **実施、監視および精査**: 各組織のセーフガーディングに関するポリシーの実施と監視は、その組織によって決められた一定の間隔で（できれば 3 年ごとに）精査されなければなりません。

11. **組織職員の処罰および懲罰**: 組織のポリシーおよび手続きは、子どもとプログラム参加者がさらに危害を受ける可能性から確実に守られるよう、適切な処罰・懲罰措置を規定しなければなりません。これには、申し立ての追跡調査が行われ、その申し立てが実証されるか、間違いであることが証明されるまで職員を即座に停職にする可能性が含まれます。職員による子どもやプログラム参加者の虐待が確定した場合には、その職員は現在の職から即座に解雇されます。

12. **インフォームド・コンセント**: 組織は、子ども（およびその親や、当てはまる場合には法定後見人）および／またプログラム参加者に対し、子どもやプログラム参加者の声の録音やビデオまたは写真撮影など、プログラムや活動への参加に関して情報に基づいた意思決定をするために必要な詳細情報（関連するリスクについての情報など）を、（これらがどこでどのように使用されるかを含めて）すべて提供しなければなりません。これらの者の参加や情報および映像の使用は、かかる同意が得られた後に行われなければなりません。

13. **個人情報の保護**: いかなる子どもやプログラム参加者に関する個人情報も、その情報が子どもやプログラム参加者の関与するプログラム／プロジェクトの一部として得られたものであろうとそうでなかろうと、秘密裏に扱われなければなりません。適切な権限付与によってそのようなデータを評価・利用するために、組織内の責任を示す明確な手続きがなければなりません。また、そのようなデータは、その組織のポリシーに従っている場合や、適用されるその国の法律によって求められている場合を除いて、第三者に開示されてはなりません。個人情報には、子どもやプログラム参加者の特定につながり得る、または特定に使われ得る情報が含まれますが、これに限定されるわけではありません。

14. **提携組織との協力**: 組織は、第三者との提携活動を行う場合、その適正評価の一環として、セーフガーディングと PSHEA についても十分な評価が確実に行われるようにしなければなりません。子どもとプログラム参加者とともに活動する契約や支援を受ける第三者組織は、その組織のポリシーで規定されて

いるセーフガーディングと PSHEA の原則と取り組みに従わなければなりません。子どもたちまたはプログラム参加者と直接的または間接的に接触をもつ役務提供者、納入業者、その他の契約者も、適切なセーフガーディングと PSHEA の措置に従わなければなりません。